

# 第109期 定時株主総会招集ご通知

日 時 | 平成27年6月19日（金曜日） 午前10時

場 所 | 静岡市清水区草薙北2番1号  
静岡銀行研修センター 2階大会議室



静岡銀行

○目 次	
第109期定時株主総会招集ご通知	1

## 添付書類

### 第109期事業報告

1. 当行の現況に関する事項	3
2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項	12
3. 社外役員に関する事項	13
4. 当行の株式に関する事項	15
5. 当行の新株予約権等に関する事項	16
6. 会計監査人に関する事項	18
7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針	18
8. 業務の適正を確保する体制	19

### 計算書類

貸借対照表	23
損益計算書	24
株主資本等変動計算書	25

### 連結計算書類

連結貸借対照表	27
連結損益計算書	28
連結株主資本等変動計算書	29

### 監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本	30
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	31
監査役会の監査報告書 謄本	32

### 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	33
第2号議案 取締役10名選任の件	34
第3号議案 監査役4名選任の件	42
第4号議案 取締役に対する報酬制度改定の件	46

インターネット等による議決権行使のご案内	47
----------------------	----

株主各位

静岡市葵区呉服町1丁目10番地

**株式会社 静岡銀行**

取締役頭取 中西勝則

## 第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第109期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日） 午前10時

2. 場 所 静岡市清水区草薙北2番1号  
静岡銀行研修センター 2階大会議室

### 3. 目的事項

報告事項 (1) 第109期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
事業報告および計算書類報告の件

(2) 第109期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役4名選任の件

第4号議案 取締役に対する報酬制度改定の件

## 議決権行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会ご出席



**株主総会開催日時** 平成27年6月19日(金) 午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

#### 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面をご提出いただく必要がありますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

### 郵送



**行使期限** 平成27年6月18日(木) 到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

### インターネット



**行使期限** 平成27年6月18日(木) 午後5時まで

当行指定の議決権行使サイト

▶ <http://www.e-sokai.jp>にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は47ページから48ページをご覧ください。

#### ●重複行使の取扱い

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

#### ●議決権の不統一行使

議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の3日前までに、書面をもってその旨と理由をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

#### ●インターネット開示事項について

(1) 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト(<http://www.shizuokabank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

(2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト(<http://www.shizuokabank.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

以上

## 第109期（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果等

##### (銀行の主要な事業内容)

当行は、連結子会社12社を擁する地域総合金融グループの中核企業として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務に加え、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの業務を通じて、地域社会の発展に貢献する幅広い金融商品と利便性の高いサービスの提供に努めております。

##### (経済金融環境)

平成26年度の国内経済は、年度前半は消費税増税に伴う駆け込み需要の反動により個人消費が停滞し、企業の生産活動も低迷するなど、落ち込みを見せました。年度後半にかけては、円安の進行や消費税増税の影響が和らいだことで、全体として緩やかな回復基調を辿りました。

こうした経済情勢のなか、年度初めに14,000円台であった日経平均株価は上昇基調を保ち、年度末には平成12年以来の高水準である19,000円台で取引を終えております。

金融面では、日本銀行が平成26年10月に長期国債買い入れの拡大を含む追加の金融緩和に踏み切ったことで、長期金利は平成27年1月に一時0.2%を下回るなど、低金利環境が続きました。

静岡県経済につきましても、底堅い外需を下支えに景気は持ち直しつつあり、平成26年10月には29カ月ぶりに有効求人倍率が全国水準に並ぶなど、雇用環境に改善が見られました。今後は賃上げの気運が高まるなかで、消費税増税により減少した実質賃金が底上げされ、個人消費を押し上げることが期待されます。

##### (事業の経過および成果)

##### ○経営戦略

当年度は、平成26年度から28年度までの3年間に計画期間とする第12次中期経営計画「TOBIRA～明日への扉を開くために」の初年度として、「新しい可能性に挑戦する『しずぎん』」をビジョンとして掲げ、以下の4つの基本戦略をグループ企業が一丸となって推進してまいりました。

<「TOBIRA～明日への扉を開くために」の基本戦略>

1. 地域密着型金融のさらなる深化
2. 新たな事業領域・収益機会への挑戦
3. 柔軟かつ強固な経営基盤の構築
4. 「しずぎんブランド」の一層の価値向上

平成26年4月には、お客さまの利便性や金融サービス品質の向上を目的に、マネックスグループ株式会社と資本業務提携を締結しました。

また、平成26年8月には、お取引先企業の長期の外貨資金ニーズに円滑にお応えすることを目的に、海外特別目的会社を新たに設立しました。

このほか、基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます。」のもと、銀行に求められる社会的責任と公共的使命を着実に果たすべく、地域の経済・産業はもちろん、社会・文化の発展に寄与する総合金融サービスの提供に積極的に取り組みました。

地域経済の活性化という面では、引き続き地域の中小企業への円滑な資金供給に努めるとともに、「地域密着型金融」を積極的に推進しました。具体的には、地域企業の販路拡大などを支援するビジネスマッチングの機会を継続的に提供するとともに、若手経営者や後継者を対象とした次世代経営者塾「Shizuginship（しずぎんシップ）」を運営し、地域経済の将来を担う人材育成の支援にも取り組みました。

なお、平成27年1月より、新たな本部棟「しずぎん本部タワー」の運用を開始し、フリーアドレスの導入による生産性向上とコミュニケーションの活性化や各種書類・会議資料の電子化など、新しいワークスタイルにより営業店に対するサポート機能の更なる強化を図りました。また、「非常事態対策室」を常設し、地震などの災害発生時における業務継続体制を強化しました。

### ○商品・サービス

法人部門では、当行グループの情報機能やネットワークを最大限に活用し、経営改善や事業再生に取り組むお取引先企業の支援体制を強化したほか、新たに法人部内に「創業支援デスク」を開設して新規創業をサポートするなど、地域経済の安定と活性化に努めております。

また、「医療・介護」「環境」「農業」などの成長分野や事業承継、海外進出を支援するため、各種セミナー・商談会などを開催したほか、「しずぎん6号投資ファンド」や「しずおか観光活性化ファンド」などを活用し、お取引先企業の多様な資金ニーズに適切に対応し、リレーションの強化を図っております。

法人向けWEB-PCバンキングサービスにおきましては、昨今の不正送金被害対策として、ワンタイムパスワード等によるセキュリティ機能を強化するとともに、万が一、お客さまが被害に遭われた場合の補償制度を新たに制定し、サービスの充実に努めました。

個人部門では、病気への保障が充実した団体信用生命保険を付保した住宅ローンのご提案を行うとともに、資金使途が自由な「しずぎんフリーローン」の取扱内容を拡充し、お客さまの幅広いニーズにお応えしております。

また、個人年金保険などの各種運用商品につきましては、「利用者保護」を徹底し、お客さまのライフプランに適合する商品のご提案をはじめ、ご契約いただいたお客さまへの情報提供を含むアフターサービスの充実に努めております。

なお、商品のご提案に際しては、平成26年1月より開始したNISA（少額投資非課税制度）の活用をご案内しました。

### ○店舗網の多様化と効率化

当年度は、神奈川県に溝ノ口支店および橋本支店を新設し、静岡県浜松市のささがせ支店イトーヨーカドー宮竹店出張所を廃止しました。この結果、当年度末の当行店舗数は、国内175本支店・25出張所、海外3支店・2駐在員事務所・1現地法人となりました。

当年度末のATMネットワークは、当行のATMおよび手数料無料化提携ATMの合計で29,937台（うち静岡県内4,007台）となりました。また、当行のすべてのATMは、受話器による音声ガイダンス機能を備え、目の不自由な方にもご利用いただける仕様としております。

証券子会社である静銀ティーエム証券株式会社の店舗につきましては、静岡県内15店舗、神奈川県内2店舗の計17店舗となり、当行との共同店舗を基本的な考え方としております。

### ○地域貢献活動

当行は、革新的・創造的な事業に取り組み、地域経済の発展に寄与する起業家の育成を目的として、第3回「しずぎん起業家大賞」を開催しました。引き続き、入賞者ならびにその他の応募者の育成支援に継続的に取り組んでまいります。

また、静岡県とアジア各国との橋渡しを担う人材の育成を目的とした「アジア留学生奨学金制度」の第4期奨学生11名を選定しました。

さらに、「公益信託しずぎんふるさと環境保全基金」により、静岡県内の環境保全活動団体など28先に対して300万円の助成金を支給しました。このほか、県内ボランティア団体や障がい者福祉施設への助成など、8つの公益信託を受託しております。

環境面に関しては、環境マネジメントシステム「ISO14001」の運用や、「クールビズ・ウォームビズ」への対応、本部・営業店における「LED照明」への切り替えなど節電への取り組みを通じて、引き続き環境負荷の低減に取り組んでおります。

### (主要勘定の動き)

#### ○貸出金

地域とともに成長する総合金融グループとしての責任を果たすべく、地域のお客さまに対する安定的な資金供給に取り組んでまいりました。当年度末の貸出金残高は、住宅ローンを中心とする個人向けの貸出金の増加を主因に、前年度末に比べ1,523億円増加し、7兆3,931億円となりました。

#### ○預金等

当年度末の預金等（譲渡性預金を含む）残高は、個人向けの預金を中心に、前年度末に比べ5,535億円増加し、9兆2,337億円となりました。

また、個人のお客さまの多様化する資産運用ニーズにお応えするため、個人年金保険、投資信託などの商品を幅広く提供してまいりました。

この結果、円貨預金、譲渡性預金を含めた個人のお客さまからの預り資産残高は、前年度末に比べ1,189億円増加し、7兆501億円となりました。

## ○有価証券

有価証券につきましては、健全かつ安定的なポートフォリオの構築を図りつつ、相場動向に応じた適切な運用に努めてまいりました。

当年度末の有価証券残高は、外国債券を中心に、前年度末に比べ2,457億円増加し、2兆5,847億円となりました。

### (損益の状況)

経常収益は、株式等売却益が増加したものの、資金運用収益および国債等債券売却益の減少により、前年度に比べ106億57百万円減少し、1,754億8百万円となりました。また、経常費用は、国債等債券売却損の減少を主因に、前年度に比べ105億24百万円減少し、1,083億13百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度に比べ1億32百万円減少し670億95百万円、また、当期純利益は前年度に比べ1億84百万円減少し425億77百万円となりました。

当行グループの連結経常収益は、役務取引等収益および株式等売却益が増加したものの、資金運用収益および国債等債券売却益の減少により、前年度に比べ92億85百万円減少し、2,115億85百万円となりました。また、連結経常費用は、国債等債券売却損の減少を主因に前年度に比べ97億17百万円減少し、1,364億55百万円となりました。

この結果、連結経常利益は前年度に比べ4億32百万円増加し751億30百万円、また、連結当期純利益は負ののれん発生益の計上もあり、前年度に比べ32億19百万円増加し499億43百万円となりました。

### (対処すべき課題)

平成27年度のわが国の経済を展望しますと、円安・原油安を背景とした企業収益の拡大、消費税率再引き上げの先送りなどによって、景気は回復基調を迎ることが期待されております。静岡県におきましても、円安や米国経済の回復、旺盛な新興国需要を受けて、製造業の一部で生産が持ち直しているなど、回復テンポは緩やかとは言え、底堅い動きとなっております。

このような環境のもと、当行グループでは、地域企業への安定的な資金供給や経営改善支援による地域経済の安定と、成長分野への支援や新たな産業の創出による地域経済の活性化が重要であるとの認識のもと、引き続き地域密着型金融に基づく成長戦略を推進してまいります。

また、政府が推進する「地方創生」に呼応し、各地方公共団体の地方版総合戦略の策定・推進に協力するなど、地域の活性化に向けて取り組んでまいります。

業務遂行にあたっては、法令および企業倫理の遵守を徹底し、引き続き基本に徹した経営を行うとともに、コンプライアンスに対する当行グループ全役職員の意識啓発に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましても、今後とも格別のご支援を賜りますよう、宜しく願い申しあげます。

## (2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	76,741	79,324	82,342	87,151
定期性預金	32,871	33,681	34,176	35,602
その他	43,870	45,642	48,165	51,548
社 債	200	200	200	100
新株予約権付社債	—	—	514	600
貸 出 金	66,948	69,939	72,407	73,931
個人向け	22,882	23,538	24,916	26,274
中小企業向け	28,573	28,582	28,309	27,988
その他	15,492	17,819	19,180	19,667
特定取引資産 (トレーディング資産)	366	309	293	397
特定取引負債 (トレーディング負債)	222	177	178	258
有 価 証 券	22,508	25,359	23,390	25,847
国 債	11,190	13,158	11,213	9,348
地 方 債	633	426	569	480
その他	10,684	11,774	11,607	16,018
総 資 産	96,324	102,501	106,166	111,692
内 国 為 替 取 扱 高	565,128	563,444	598,985	582,154
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 13,246	百万ドル 13,527	百万ドル 13,716	百万ドル 12,253
経 常 利 益	百万円 62,312	百万円 65,192	百万円 67,227	百万円 67,095
当 期 純 利 益	百万円 34,654	百万円 40,894	百万円 42,762	百万円 42,577
1株当たり当期純利益	円 銭 52 44	円 銭 62 79	円 銭 67 83	円 銭 68 46
信 託 財 産	3	3	3	4
信 託 報 酬	百万円 1	百万円 1	百万円 1	百万円 1

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連 結 経 常 収 益	2,050	2,031	2,208	2,115
連 結 経 常 利 益	688	713	746	751
連 結 当 期 純 利 益	371	569	467	499
連 結 純 資 産 額	7,512	8,107	8,167	9,292
連 結 総 資 産	96,954	103,147	106,979	112,334

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。



### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,992人	3,050人
平 均 年 齢	39年6月	39年10月
平 均 勤 続 年 数	17年6月	17年11月
平 均 給 与 月 額	463千円	467千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
静 岡 県	173	( 21)	174	( 22)
東 京 都	3	( ー)	3	( ー)
神 奈 川 県	19	( 3)	17	( 3)
愛 知 県	4	( 1)	4	( 1)
大 阪 府	1	( ー)	1	( ー)
国 内 計	200	( 25)	199	( 26)
米 州	2	( ー)	2	( ー)
ア ジ ア	1	( ー)	1	( ー)
海 外 計	3	( ー)	3	( ー)
合 計	203	( 25)	202	( 26)

- (注) 上記のほか、海外駐在員事務所および店舗外現金自動設備の設置状況はそれぞれ次のとおりであります。

	当 年 度 末	前 年 度 末
海 外 駐 在 員 事 務 所	2か所	2か所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	43,459か所	18,085か所

#### ロ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
溝ノ口支店 (平成26年4月23日)	神奈川県川崎市高津区溝ノ口1丁目7番7号
橋本支店 (平成26年9月9日)	神奈川県相模原市緑区西橋本5丁目3番19号

- (注) 上記のほか、当年度において株式会社セブン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を1,986か所設置・497か所廃止し、同行との共同設置を除く店舗外現金自動設備を2か所設置・2か所廃止しました。  
 また、新たな提携により、株式会社イーネットとの共同設置店舗外現金自動設備を13,107か所、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの共同設置店舗外現金自動設備を10,778か所設置しました。

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	23,632
---------	--------

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
しずぎん本部タワー新築	11,715
ソフトウェア	6,484
コンピューターセンター設備更新	1,549
システム機器	1,435
店舗新築・改装	1,128

## (6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
静銀経営コンサルティング株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	経営コンサルティング業務、代金回収業務	昭和37年5月2日	百万円 440	% 100.00
静銀リース株式会社	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目1番地の2	リース業務	昭和49年3月15日	250	100.00
静岡コンピューターサービス株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北1番10号	コンピューター関連業務、計算受託業務	昭和49年4月1日	54	100.00
静銀信用保証株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	信用保証業務	昭和53年11月1日	50	100.00
静銀デိုင်カード株式会社	静岡県静岡市清水区草薙1丁目13番10号	クレジットカード業務、信用保証業務	昭和58年4月1日	50	100.00
静岡キャピタル株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	株式公開支援業務、中小企業再生支援業務	昭和59年8月1日	100	10.00
静銀ティーム証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町1番13号	金融商品取引業務	平成12年12月22日	3,000	100.00
静銀総務株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	人事・総務・財務関連業務、有料職業紹介業務	昭和60年7月1日	30	100.00
静銀モーゲージサービス株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	銀行担保不動産の評価・調査業務、貸出に関する集中事務業務	平成2年7月2日	50	100.00
静銀ビジネスクリエイト株式会社	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	為替送信・代金取立等の集中処理業務、特定労働者派遣業務	平成11年6月28日	40	100.00
欧州静岡銀行 [Shizuoka Bank (Europe) S.A.]	Rue Jules Cockx8-10,Bte-9, 1160 Auderghem,Belgium	銀行業務、金融商品取引業務	平成3年2月19日	百万円 3,228 [24,790 千ユーロ]	100.00
Shizuoka Liquidity Reserve Limited	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	金銭債権の取得	平成26年8月12日	百万円 6 [50 千米ドル]	100.00

- (注) 1. 資本金および当行が有する子会社等の議決権比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 欧州静岡銀行およびShizuoka Liquidity Reserve Limitedの資本金の円貨換算額は、決算日の為替相場により算出しております。  
3. 上記12社は連結子会社および子法人等であります。  
4. 当年度の連結経常収益は2,115億円、連結当期純利益は499億円であります。

(ご参考) 持分法適用関連法人等

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
静銀セゾンカード 株式会社	静岡県静岡市駿河区 南町11番1号	クレジットカード業務、 信用保証業務	平成18年 10月30日	百万円 50	50.00%
マネックスグループ 株式会社	東京都千代田区麴町 2丁目4番地1号	金融商品取引業務等を営む会 社の株式の保有	平成16年 8月2日	10,393	20.00

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。
7. 株式会社イーネットと提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスと提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

## (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職
中西勝則	取締役頭取（代表取締役）	
後藤正博	取締役副頭取（代表取締役） 経営統括本部長委嘱 組織横断的課題特命担当	
中村彰宏	取締役専務執行役員（代表取締役） 営業本部長委嘱 首都圏営業本部担当、首都圏カンパニー長 資金証券部、国際営業部、首都圏カンパニー 担当	
一杉逸朗	取締役専務執行役員 営業・業務担当営業副本部長委嘱 支店サポート部、法人部、個人部、 東部・中部・西部カンパニー、事務サポート部、 業務部 担当	
齊藤宏樹	取締役常務執行役員 業務監督委員会委員長 監査部 担当	
長沢芳裕	取締役常務執行役員 リスク管理・コンプライアンス担当経営統括副本部長委嘱 リスク統括部、コンプライアンス部 担当	
柴田久	取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長委嘱 審査部、企業サポート部 担当	
八木稔	取締役常務執行役員 経営企画・経営管理担当経営統括副本部長委嘱 経営企画部、経営管理部 担当	
伏見幸洋	取締役 業務監督委員会委員	静銀ビジネスクリエイト株式会社 代表取締役会長
藤沢久美	取締役（社外取締役） 業務監督委員会委員	株式会社ソフィアバンク 代表取締役
堀田尚志	常勤監査役	
大越裕	常勤監査役	
齋藤安彦	監査役（社外監査役）	追手町法律事務所 弁護士
石橋三洋	監査役（社外監査役）	

(注) 取締役藤沢久美氏、監査役石橋三洋氏につきましては株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数 (人)	報 酬 等
取 締 役	12	(179) 445
監 査 役	4	66
計	16	(179) 511

- (注) 1. 「報酬等」欄における( )は、確定金額報酬以外の金額を内書きしております。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬80百万円ならびに株式報酬型ストック・オプション報酬額99百万円を含めております。なお、業績連動型報酬の報酬枠(当期純利益水準に応じて最大100百万円)および株式報酬型ストック・オプションの報酬枠(年額100百万円以内)は平成19年6月26日開催の第101期定時株主総会において決議されております。業績連動型報酬、株式報酬型ストック・オプションともに、この範囲内となっております。
3. 確定金額報酬は、平成19年6月26日開催の第101期定時株主総会において取締役は年額300百万円以内、監査役は90百万円以内と決議されております。報酬部分は、この限度額の範囲内となっております。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、「2. 会社役員(取締役および監査役)に関する事項(1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

監査役齋藤安彦氏は、当行の顧問弁護士を務めており、当行は同氏と一般の取引と同様な条件による貸出取引があります。

その他、社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行の間には、開示すべき関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役	藤 沢 久 美	1年9月	当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席しております。	主に金融・経済分野における豊富な経験・見識に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
監査役	齋 藤 安 彦	14年9月	当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査役会13回中12回に出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地から、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 当行の顧問弁護士であり、弁護士としての職業倫理のもと公正・中立な監査活動を行っております。
監査役	石 橋 三 洋	3年9月	当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査役会13回中13回に出席しております。	主に企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

### <ご参考>独立役員の指定基準

当行では、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準をもとに、取締役会において「独立役員の指定に関する規程」を定め、定量・定性的な明確化を図っております。

#### [指定基準の概要]

社外取締役および社外監査役のうち次のいずれにも該当しない者は、独立役員として指定することができる。

- ① 当行を主要な取引先とする者（※1）もしくはその業務執行者または当行の主要な取引先もしくはその業務執行者
- ② 当行から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、各種コンサルタントその他の専門的サービス提供者（当該財産を得ている者が法人または組合等の団体である場合は当該団体に属する者をいう）
- ③ 社外取締役または社外監査役への就任前5年間において上記①および②に該当していた者
- ④ 次に掲げる者（※2）の配偶者または二親等内の親族
  - A 上記①から③までに掲げる者
  - B 当行または当行子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）
  - C 最近においてBに該当していた者

※1 当行を主力取引銀行とする者その他当行との取引実態に照らし親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者

※2 部長相当職以上に該当しない者を除く

### (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
藤 沢 久 美	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
齋 藤 安 彦	
石 橋 三 洋	

### (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数 (人)	銀行からの報酬等
報酬等の合計	3	15

## 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 2,414,596千株  
発行済株式の総数 665,129千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 20,862名

### (3) 大 株 主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	29,745千株	4.80%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	29,117	4.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	24,247	3.91
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	23,884	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	21,987	3.55
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	13,070	2.11
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	11,608	1.87
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	11,546	1.86
第 一 三 共 株 式 会 社	9,343	1.51
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	7,415	1.19

- (注) 1. 上記のほか、当行所有の自己株式46,529千株があります。  
2. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。



## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①名 称	第1回新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	平成19年7月27日	
	③新株予約権の数	180個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式 18,000株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成19年7月28日から平成44年7月27日まで	
⑥権利行使価額(1株当たり)	1円		
⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。		
取締役	①名 称	第2回新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	平成20年7月18日	
	③新株予約権の数	180個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式 18,000株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成20年7月19日から平成45年7月18日まで	
⑥権利行使価額(1株当たり)	1円		
⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。		
取締役	①名 称	第3回新株予約権	3名
	②新株予約権の割当日	平成21年7月24日	
	③新株予約権の数	320個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式 32,000株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成21年7月25日から平成46年7月24日まで	
⑥権利行使価額(1株当たり)	1円		
⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。		
取締役	①名 称	第4回新株予約権	3名
	②新株予約権の割当日	平成22年7月23日	
	③新株予約権の数	460個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式 46,000株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成22年7月24日から平成47年7月23日まで	
⑥権利行使価額(1株当たり)	1円		
⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。		
取締役	①名 称	第5回新株予約権	3名
	②新株予約権の割当日	平成23年7月22日	
	③新株予約権の数	490個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式 49,000株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成23年7月23日から平成48年7月22日まで	
⑥権利行使価額(1株当たり)	1円		
⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。		

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	
取締役	①名 称	第6回新株予約権	5名
	②新株予約権の割当日	平成24年7月24日	
	③新株予約権の数	660個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式 66,000株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成24年7月25日から平成49年7月24日まで	
	⑥権利行使価額(1株当たり)	1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	
	①名 称	第7回新株予約権	6名
	②新株予約権の割当日	平成25年7月23日	
③新株予約権の数	640個		
④目的となる株式の種類及び数	普通株式 64,000株		
⑤新株予約権の行使期間	平成25年7月24日から平成50年7月23日まで		
⑥権利行使価額(1株当たり)	1円		
⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。		
①名 称	第8回新株予約権	8名	
②新株予約権の割当日	平成26年7月22日		
③新株予約権の数	920個		
④目的となる株式の種類及び数	普通株式 92,000株		
⑤新株予約権の行使期間	平成26年7月23日から平成51年7月22日まで		
⑥権利行使価額(1株当たり)	1円		
⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。		

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(平成25年4月25日発行)に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

発行決議の日	平成25年4月9日
新株予約権の数	5,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 37,174,721株
1株当たりの転換価額	13.45米ドル
行使期間	平成25年5月10日から平成30年4月11日まで
新株予約権付社債の残高	500,000千米ドル

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 梅津 知充 指定有限責任社員 業務執行社員 大須賀 壮人	75	(非監査業務の内容) 次世代システム構築プロジェクト に対する第三者機関評価業務

- (注) 1. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は94百万円であります。  
2. 当行と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (2) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性等も勘案し、再任または不再任の検討を毎年実施します。株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定した場合、監査役会が選定した監査役は、株主総会にてその議案について説明をします。

□ 欧州静岡銀行は、Deloitte Bedrijfsrevisorenの監査を受けております。

## 7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社法施行規則第118条に定める基本方針は策定しておりませんが、会社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とした当行株式等の大規模買付行為の対象とならないよう、平時から以下を基本とした経営を行っております。

### (1) 株主価値の向上

収益の増強や、配当政策などの適切な資本政策を通じ、株主価値の向上を図ります。

### (2) コーポレートガバナンスの強化

取締役会をはじめとする経営の機関設計およびその運営状況に意を用い、適切な企業統治が行われる体制を維持・強化します。

### (3) 各ステークホルダーとの良好な関係維持

I R活動等を通じて市場での認知度や評価の向上を図るとともに、株主の皆さま、お客さま、従業員等の各ステークホルダーとの適切なコミュニケーションと良好な関係維持に努めます。

## 8. 業務の適正を確保する体制

当行では、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備について、その基本方針を取締役会において決議しております。概要は、次のとおりです。

なお、下記（1）から（9）には当事業年度（第109期）に適用した基本方針の概要を記載しておりますが、平成27年4月27日開催の定例取締役会において、平成27年5月1日施行の会社法、会社法施行規則の改正にあわせて一部改定を行っております。主な改定事項は下記①および②のとおりであり、従前より適切に対応してまいりました事項を当該改正の趣旨に照らし、基本方針において明記するものです（当該改正の施行日に合わせて平成27年5月1日より適用を開始しております）。

- ① 監査役の職務の執行において生じる費用等について、会社法第388条の趣旨を踏まえて支払を行う旨を追記
- ② 監査役に報告をするための体制について、グループ会社の取締役、監査役および使用人から当行の監査役への報告等の方針を追記

### （1）取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ 当行グループは、基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます。」と行動指針からなる企業理念を全ての活動の指針と位置付けており、また、コンプライアンスの基本方針として倫理憲章を定め、全役職員がこれを遵守します。
- ロ 取締役会は、取締役会規程に基づき運営を行い、業務執行を決するとともに、取締役の職務執行を監督します。取締役は、法令および定款、ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役としての職務を忠実に遂行します。  
経営の監督と執行の分離を目的に任意で設置する業務監督委員会が執行部門の監督を行い、コーポレートガバナンスの維持・強化を図ります。また、社外取締役の招聘による社外の視点の経営意思決定への反映、監督機能の強化に努めます。
- ハ 当行は監査役設置会社であり、監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務につき監査します。

### （2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報資産の管理は、法令等の定めによるほか、行内規定により適正に行います。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当行グループはリスク管理体制の強化を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、健全性を維持しつつ収益の安定的向上を図ります。
- ロ リスク管理およびコンプライアンスに関する組織、役割等と基本的手続をリスク管理基本規程として定め、同規程に基づいて設置したリスク管理統括部署が、リスク管理体制の維持・強化を統括します。
- ハ 取締役会は、各期の業務計画においてリスク管理方針を決定するとともに、統合リスク・予算管理会議等においてリスクへの対応方針を決定し、その内容を取締役会へ報告します。
- ニ 各種リスク発生時の対応や事前対策等を非常事態対策要綱に定めており、損害を最小限に止め、事業の継続を図る体制を維持・強化します。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会を定例開催するほか、必要に応じて適宜開催するとともに、取締役会の権限委譲による決定機関として経営執行会議等を設置し、重要な業務執行に関わる事項の審議を行います。
- ロ 執行役員制度を設け、取締役会の決定に基づく業務執行について、各規程に決裁権限と責任の所在を定め、適切かつ有効な内部管理体制の構築と効率的な業務執行を実現します。

### (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ 当行グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つに位置付けるとともに、すべてのリスク管理の前提とし、コンプライアンス態勢の整備、強化を図ります。また、反社会的勢力等との関係遮断は、コンプライアンスに関する重要事項の一つとして認識しております。
- ロ コンプライアンスの基本方針として倫理憲章を定め、また、リスク管理基本規程に基づいて設置したコンプライアンス統括部署がコンプライアンス態勢の維持・強化を統括します。
- ハ 取締役会は、毎年度のコンプライアンスプログラムを決定するとともに、コンプライアンス会議においてコンプライアンスに関する重要事項の審議を行い、その内容を取締役会に報告します。
- ニ 当行グループの全役職員が、グループ内で発生した違法行為等について所定の方法により主管部署もしくは弁護士事務所へ通報できる内部通報制度を設置しており、この適切な運用を行います。

**(6) 当行および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- イ グループ会社の業務運営はグループ会社運営規程等に基づいて行い、当行の常勤監査役がグループ会社の非常勤監査役に就任するとともに、当行の所管部長等が非常勤取締役にな任しており、これにより当行グループの業務の適正を確保します。
- ロ 当行とグループ会社の代表者で構成するグループ代表者経営連絡会において、当行グループの経営課題の問題解決を図るとともに、グループ会社統括部署がグループ会社の業務運営等に関する企画・調整を行います。
- ハ 当行の内部監査部門は、グループ会社に対し業務運営状況に関する監査等を実施します。また、監査役は監査職務の遂行により、内部統制システムの適切な整備が図られるよう、グループ全体の監査環境の整備に努めます。
- ニ 当行グループは財務報告に係る内部統制規程に基づき財務報告に係る内部統制の方針および計画を定めており、その適切な運用により財務報告の信頼性を確保します。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役を補助するための機関として監査役室を設置し、業務を行うために必要な担当者を配置しており、取締役会、業務執行部門、内部監査部門からの独立性を確保します。

**(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人は、必要に応じて監査役に報告を行い、銀行経営に重要な影響を及ぼす情報については遅滞なく報告を行います。監査役は、取締役もしくはその他の者から報告を受けた場合は、これを監査役会に報告します。

**(9) その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、監査役監査が適正かつ円滑、効果的に行われるような監査環境を整備します。また、監査体制の中立性および独立性を確保するため、社外監査役の意見を尊重し、監査機能の一層の強化に努めます。

## ＜ご参考＞内部統制システムの運用状況の概要

当行では、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定例的に点検を行い、その結果を経営執行会議を通じて取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度（第109期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

### （1）取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

定例取締役会11回、臨時取締役会2回を開催しました。また、業務監督委員会（取締役会にて監査部所管役員を委員長、社外取締役および業務執行を行わない取締役を委員として選定）を5回開催し、執行部門の業務執行状況等のモニタリング等を行ったほか、取締役会の権限移譲による決定機関として設置する経営執行会議（39回）、統合リスク・予算管理会議（12回）、コンプライアンス会議（12回）等を開催しました。

### （2）リスク管理体制

半期毎のグループ業務計画にてリスク管理方針を定め、統合リスク・予算管理会議でモニタリング（12回）し、その結果を取締役に報告（8回）したほか、リスク関連四半期報告を取締役に報告（4回）しました。

### （3）コンプライアンス態勢

年度毎のコンプライアンスプログラムを取締役会で定め、コンプライアンス会議で進捗状況をモニタリング（4回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引の遮断などについてコンプライアンス会議で毎月審議を行い、その内容を取締役に報告しました。

### （4）当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の業務実績について取締役会に報告（4回）しました。また、グループ代表者経営連絡会（8回）を開催し、当行グループにおける経営課題の把握と対応方針について討議しました。

### （5）監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役と業務監督委員、会計監査人、監査部、リスク管理統括部署およびコンプライアンス統括部署とは、それぞれ原則として毎月情報交換を行っております。

# 第109期末(平成27年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
現 金 預 け	631,435	預 金	8,715,108
現 預 け	82,966	当 座 預 金	374,011
コ ー ル 口 一	548,468	普 通 預 金	4,175,795
買 入 金 銭 債 権	291,126	貯 蓄 預 金	65,937
特 定 取 引 資 産	44,816	通 知 預 金	25,883
商 品 有 価 証 券	39,740	定 期 預 金	3,510,448
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	5,830	そ の 他 の 預 積 金	49,764
特 定 金 融 派 生 商 品	29	讓 渡 性 の 預 金	518,641
そ の 他 の 特 定 取 引 資 産	26,780	コ ー ル マ ネ ー	125,577
金 銭 の 信 託	7,099	債 券 借 取 引 受 入 担 保	396,176
有 価 証 券	3,100	特 定 取 引 負 債	25,880
国 債	2,584,711	借 入 金	156,250
地 方 債	934,858	借 入 金 替 り	156,250
社 債	48,024	外 国 為 替 債	194
株 式 債	193,895	外 国 他 店 預 り	0
そ の 他 の 証 券	382,992	未 渡 外 国 為 替	67
貸 出 金	1,024,940	社 債	126
割 引 手 形 付 付	7,393,120	新 株 予 約 権 付 社 債	10,000
手 形 貸 付	28,463	そ の 他 の 債 権	60,085
証 書 貸 付	190,795	未 払 法 人 税	110,702
当 座 貸 越	6,077,576	未 前 払 受 取 費	9,120
外 国 為 替	1,096,285	従 業 員 預 り 金	6,088
外 国 他 店 預 け	7,861	給 付 補 填 生 備 金	2,669
買 入 外 国 為 替 債	6,339	融 融 商 品 等 受 入 担 保 金	28
取 立 外 国 為 替 債	101	リ ー ス 債 務	24,037
そ の 他 の 資 産	1,421	そ の 他 の 債 権	21,574
前 払 費 用	50,475	退 職 給 付 引 当 金	2,023
未 収 取 益	167	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	323
先 物 取 引 差 金 勘 定	10,570	偶 発 損 失 引 当 金	42,751
金 融 派 生 商 品	3	ポ ー イ 延 税 引 当 金	19,049
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	22,542	支 払 承 承 債 権	527
そ の 他 の 資 産	1	負 債 の 部 合 計	2,243
有 形 固 定 資 産	70,709	純 資 産 の 部	65,119
建 物	17,189	資 本 剰 余 金	71,957
土 地	70,709	資 本 剰 余 金	10,277,731
リ ー ス 資 産	38,603	利 益 剰 余 金	90,845
建 設 仮 勘 定	22,143	利 益 剰 余 金	54,884
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,934	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	54,884
無 形 固 定 資 産	577	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	594,407
ソ フ ト ウ ェ ア	7,450	特 別 償 却 準 備 金	90,845
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	17,982	特 別 積 立 金	503,561
前 払 年 金 費 用	17,553	線 越 利 益 剰 余 金	3,519
支 払 承 諾 見 返	17,553	自 己 株 式	45
貸 倒 引 当 金	429	株 主 資 本 合 計	453,700
投 資 損 失 引 当 金	12,625	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額	46,296
資 産 の 部 合 計	11,169,267	線 延 へ ッ ジ 損 益 計	△47,512
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	692,625
		新 株 予 約 権	197,745
		純 資 産 の 部 合 計	834
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	198,579
			331
			891,536
			11,169,267



# 第109期 (平成26年 4月 1日から 平成27年 3月 31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 資</b> 貸有コ預そ 信 役 受そ 特 商 特そ そ 外 国 所 そ 貸 債 株 金 所  <b>経 資</b> 預 讓 コ 債 借 社 金 所 役 支 所 そ 国 金 所 営 所 貸 株 株 金 所  <b>経 特</b> 固 固 減 税 法 法 法 当 人 人 人 期  引 税、 前 人 人 住 税 期 税 税  当 民 等 純 期 税 等 純  利 事 業 純 事 業 利 事 業	175,408  123,457 91,772 28,424 830 1,934 495 1 <b>26,506</b> 7,748 18,757 <b>630</b> 299 317 13 <b>16,034</b> 1,376 14,613 43 <b>8,779</b> 65 6 5,317 39 3,350 <hr/> <b>108,313</b>  <b>8,765</b> 4,900 723 543 601 339 171 53 1,432 <b>10,877</b> 1,468 9,408 <b>2,519</b> 1,466 1,040 12 <b>83,501</b> <b>2,650</b> 0 14 18 4 2,612 <hr/> 67,095 299 <hr/> 1,245 <hr/> 66,149  19,853 3,718 <hr/> <b>23,571</b> <b>42,577</b>

# 第109期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		利益準備金
当期首残高	90,845	54,884	54,884		90,845
会計方針の変更による 累積的影響額					
会計方針の変更を反映した 当期首残高	90,845	54,884	54,884		90,845
当期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
特別償却準備金の積立					
特別積立金の積立					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—		—
当期末残高	90,845	54,884	54,884		90,845

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本 合計
	その他利益剰余金					利益剰余金 合計		
	固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	特別積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	3,355	—	423,700	43,141	561,042	△36,260	670,511	
会計方針の変更による 累積的影響額				780	780		780	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3,355	—	423,700	43,921	561,822	△36,260	671,291	
当期変動額								
剰余金の配当				△9,977	△9,977		△9,977	
固定資産圧縮積立金の積立	258			△258	—		—	
固定資産圧縮積立金の取崩	△94			94	—		—	
特別償却準備金の積立		45		△45	—		—	
特別積立金の積立			30,000	△30,000	—		—	
当期純利益				42,577	42,577		42,577	
自己株式の取得						△11,382	△11,382	
自己株式の処分				△15	△15	130	114	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	164	45	30,000	2,374	32,584	△11,251	21,333	
当期末残高	3,519	45	453,700	46,296	594,407	△47,512	692,625	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	120,118	△177	119,941	345	790,799
会計方針の変更による 累積的影響額					780
会計方針の変更を反映した 当期首残高	120,118	△177	119,941	345	791,579
当期変動額					
剰余金の配当					△9,977
固定資産圧縮積立金の積立					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
特別償却準備金の積立					—
特別積立金の積立					—
当期純利益					42,577
自己株式の取得					△11,382
自己株式の処分					114
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	77,627	1,011	78,638	△14	78,623
当期変動額合計	77,627	1,011	78,638	△14	99,956
当期末残高	197,745	834	198,579	331	891,536

# 第109期末（平成27年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	644,276	預 金	8,680,664
コールローン及び買入手形	291,126	譲 渡 性 預 金	511,241
買 入 金 銭 債 権	44,816	コールマネー及び売渡手形	125,577
特 定 取 引 資 産	39,824	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	423,020
金 銭 の 信 託	3,100	特 定 取 引 負 債	25,877
有 価 証 券	2,596,855	借 用 金	171,561
貸 出 金	7,367,972	外 国 為 替	193
外 国 為 替	7,923	社 債	10,000
リース債権及びリース投資資産	50,273	新 株 予 約 権 付 社 債	60,085
そ の 他 資 産	70,182	そ の 他 負 債	138,631
有 形 固 定 資 産	74,328	退 職 給 付 に 係 る 負 債	21,841
建 物	38,696	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	527
土 地	22,143	偶 発 損 失 引 当 金	2,243
リ ー ス 資 産	2	ポ イ ン ト 引 当 金	256
建 設 仮 勘 定	577	特 別 法 上 の 引 当 金	11
その他の有形固定資産	12,908	繰 延 税 金 負 債	62,890
無 形 固 定 資 産	18,380	支 払 承 諾	69,502
ソ フ ト ウ ェ ア	17,926	負 債 の 部 合 計	10,304,127
その他の無形固定資産	453	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	6,019	資 本 金	90,845
繰 延 税 金 資 産	1,543	資 本 剰 余 金	54,884
支 払 承 諾 見 返	69,502	利 益 剰 余 金	631,218
貸 倒 引 当 金	△52,637	自 己 株 式	△47,512
投 資 損 失 引 当 金	△75	株 主 資 本 合 計	729,435
資 産 の 部 合 計	11,233,412	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	198,543
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	886
		為 替 換 算 調 整 勘 定	4,818
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△5,666
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	198,581
		新 株 予 約 権	331
		少 数 株 主 持 分	936
		純 資 産 の 部 合 計	929,285
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,233,412

# 第109期 (平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	211,585
貸出証券利息及び受入利息	123,698
有価証券の他の受入利息	91,732
預めその他の受入利息	28,701
信託取引報等	830
役特そその償	1,937
の他の受入利息	495
の他の受入利息	1
の他の受入利息	55,589
の他の受入利息	2,450
の他の受入利息	16,093
の他の受入利息	13,752
の他の受入利息	23
の他の受入利息	13,729
経常費用	136,455
預渡金性預金及び売払利息	8,807
有価証券の他の受入利息	4,940
預めその他の受入利息	720
の他の受入利息	543
の他の受入利息	622
の他の受入利息	417
の他の受入利息	171
の他の受入利息	1,390
の他の受入利息	27,050
の他の受入利息	2,519
の他の受入利息	90,928
の他の受入利息	7,148
の他の受入利息	161
の他の受入利息	6,987
経常利益	75,130
固定負債の減損	2,555
固定負債の減損	299
固定負債の減損	2,255
固定負債の減損	1,235
固定負債の減損	11
固定負債の減損	1,246
固定負債の減損	76,438
固定負債の減損	22,647
固定負債の減損	3,817
固定負債の減損	26,464
固定負債の減損	49,973
固定負債の減損	30
固定負債の減損	49,943

# 第109期 (平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	90,845	54,884	590,414	△36,260	699,883
会計方針の変更による 累積的影響額			853		853
会計方針の変更を反映した 当期首残高	90,845	54,884	591,267	△36,260	700,736
当期変動額					
剰余金の配当			△9,977		△9,977
当期純利益			49,943		49,943
自己株式の取得				△11,382	△11,382
自己株式の処分			△15	130	114
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	39,950	△11,251	28,698
当期末残高	90,845	54,884	631,218	△47,512	729,435

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当期首残高	120,408	△177	△491	△8,748	110,991
会計方針の変更による 累積的影響額					
会計方針の変更を反映した 当期首残高	120,408	△177	△491	△8,748	110,991
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	78,135	1,063	5,309	3,081	87,590
当期変動額合計	78,135	1,063	5,309	3,081	87,590
当期末残高	198,543	886	4,818	△5,666	198,581

	新 株 予 約 権	少数株主持分	純 資 産 合 計
当期首残高	345	5,483	816,703
会計方針の変更による 累積的影響額			853
会計方針の変更を反映した 当期首残高	345	5,483	817,557
当期変動額			
剰余金の配当			△9,977
当期純利益			49,943
自己株式の取得			△11,382
自己株式の処分			114
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△14	△4,546	83,029
当期変動額合計	△14	△4,546	111,728
当期末残高	331	936	929,285

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社 静岡銀行  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知 充<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大須賀 壮 人<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社静岡銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社 静岡銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津知充<sup>Ⓔ</sup>

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大須賀壮人<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社静岡銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社静岡銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、コンプライアンス部門及びリスク統括部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、当銀行の監査役がその非常勤監査役を兼務する子会社によっては取締役会その他重要な会議に出席するほか、その余の子会社を含めて取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は子会社に関する職務を含め認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月7日

株式会社静岡銀行 監査役会

常勤監査役 堀 田 尚 志 ㊟

常勤監査役 大 越 裕 ㊟

監 査 役 齋 藤 安 彦 ㊟

監 査 役 石 橋 三 洋 ㊟

(注) 監査役齋藤安彦及び監査役石橋三洋は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆さまへ安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

#### 1. 事業年度末の剰余金の配当に関する事項

当事業年度末の剰余金の配当につきましては、業績など諸環境を考慮のうえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金8円

総額 4,948,795,608円

なお、中間配当金として1株につき8円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき16円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月22日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

特別積立金

20,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金

20,000,000,000円

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

## 取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
1	なかにし かつのり 中西勝則 (昭和28年6月15日生)	昭和51年4月 当行入行 平成10年12月 人事部副部長兼人事課長 平成11年4月 理事人事部長 平成11年6月 理事経営管理部長 平成13年6月 取締役執行役員経営企画部長 平成15年6月 取締役常務執行役員 平成17年4月 取締役常務執行役員 企画・管理 担当経営統括副本部長 平成17年6月 取締役頭取（現任）	52,300株
2	なかむら あきひろ 中村彰宏 (昭和30年5月21日生)	昭和54年4月 当行入行 平成9年5月 豊田支店長 平成11年6月 ロスアンゼルス支店長 平成13年10月 銀座支店長 平成15年6月 経営企画部長 平成16年6月 理事経営企画部長 平成17年6月 執行役員経営企画部長 平成19年6月 執行役員東京支店長 平成21年6月 取締役常務執行役員 経営管理・ コンプライアンス担当経営統括副 本部長 平成22年6月 取締役常務執行役員 経営企画・ 経営管理担当経営統括副本部長 平成24年6月 取締役専務執行役員 経営統括本 部長 平成26年6月 取締役専務執行役員 営業本部長 首都圏営業本部担当 首都圏カン パニー長、資金証券部、国際営業 部、首都圏カンパニー 担当（現 任）	28,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
3	ひとすぎいつろう 一杉逸朗 (昭和31年6月15日生)	昭和55年4月 当行入行 平成8年12月 人事部調査役 平成11年6月 経営管理部人事開発グループ長 平成13年12月 新宿支店長 平成15年6月 銀座支店長 平成17年2月 掛川支店長 平成17年6月 理事掛川支店長 平成19年4月 理事経営企画部担当部長 平成19年6月 理事経営企画部長 平成20年6月 執行役員経営企画部長 平成21年6月 常務執行役員首都圏カンパニー長 兼東京支店長 平成22年6月 常務執行役員 証券国際担当営業 副本部長、首都圏カンパニー長兼 東京支店長 平成24年6月 取締役常務執行役員 支店営業担 当営業副本部長 平成25年4月 取締役常務執行役員 営業担当営 業副本部長 平成26年6月 取締役専務執行役員 営業・業務 担当営業副本部長 支店サポー ト部、法人部、個人部、東部・中 部・西部カンパニー、事務サポー ト部、業務部 担当 (現任)	10,050株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
4	なが さわ よし ひろ 長 沢 芳 裕 (昭和31年11月30日生)	昭和55年4月 当行入行 平成8年12月 富士中央支店推進役 平成9年12月 しずはた支店長 平成11年6月 審査部調査グループ長 平成14年6月 本店営業部副部長 平成16年6月 三島支店長 平成17年6月 理事三島支店長 平成19年1月 理事審査部長 平成22年4月 執行役員審査部長 平成23年6月 執行役員本店営業部長 平成25年6月 取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長 平成26年6月 取締役常務執行役員 リスク管理・コンプライアンス担当経営統括副本部長 リスク統括部、コンプライアンス部 担当 (現任)	10,000株
5	※ すぎ もと ひろ とし 杉 本 浩 利 (昭和32年6月27日生)	昭和55年4月 当行入行 平成9年4月 営業推進部支店担当推進役 平成10年12月 名古屋鳴子支店長 平成11年10月 西部カンパニー推進役 平成11年11月 伝馬町支店長 平成14年4月 富士中央支店副支店長 平成15年6月 藤沢支店長 平成17年4月 西部カンパニー営業推進担当部長 平成18年6月 山下支店長 平成20年6月 浜松中央支店長 平成21年6月 支店サポート部長 平成22年1月 理事支店サポート部長 平成22年4月 執行役員浜松営業部長 平成25年6月 常務執行役員西部カンパニー長 (現任)	6,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当行 の株式の数
6	しば た ひさし 柴 田 久 (昭和38年11月18日生)	昭和61年 4 月 当行入行 平成15年 1 月 本店営業部課長 平成16年 6 月 社団法人全国地方銀行協会出向ビ ジネスプロフェッショナル兼経営 企画部東京事務所ビジネスプロフ エッショナル 平成17年 6 月 経営企画部企画グループ長 平成21年 6 月 理事経営企画部長 平成23年 4 月 理事呉服町支店長 平成23年 6 月 執行役員呉服町支店長 平成24年 6 月 常務執行役員 証券国際担当営業 副本部長、首都圏カンパニー長兼 東京支店長 平成25年 4 月 常務執行役員 首都圏営業本部担 当営業副本部長、首都圏カンパニ ー長兼東京支店長 平成25年10月 常務執行役員 首都圏営業本部担 当営業副本部長、首都圏カンパニ ー長兼東京営業部長 平成26年 6 月 取締役常務執行役員 審査担当営 業副本部長 審査部、企業サポー ト部 担当 (現任)	8,000株
7	や ぎ みのる 八 木 稔 (昭和38年5月7日生)	昭和62年 4 月 当行入行 平成15年 6 月 静銀経営コンサルティング株式会 社出向ビジネスプロフェッショナ ル 平成16年 6 月 経営管理部人事開発グループ長 平成20年 6 月 新通支店長 平成22年 1 月 焼津支店長 平成23年 4 月 理事経営企画部長 平成24年 6 月 執行役員経営企画部長 平成26年 6 月 取締役常務執行役員 経営企画・ 経営管理担当経営統括副本部長 経営企画部、経営管理部 担当 (現任)	6,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
8	ごとうまさひろ 後藤正博 (昭和27年7月7日生)	昭和51年4月 当行入行 平成12年6月 理事熱海支店長 平成12年12月 理事富士中央支店長 平成14年11月 執行役員沼津支店長 平成15年6月 常務執行役員東部カンパニー長 平成17年6月 常務執行役員中部カンパニー長 平成19年4月 常務執行役員 支店営業担当営業 副本部長 平成19年6月 取締役常務執行役員 事務担当営 業副本部長 平成20年6月 取締役常務執行役員 支店営業担 当営業副本部長 平成22年6月 取締役専務執行役員 営業本部長 平成24年6月 取締役副頭取 営業本部長 組織 横断的課題特命担当 平成26年6月 取締役副頭取 経営統括本部長 組織横断的課題特命担当 (現任)	50,508株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
9	ふじ さわ く み 藤 沢 久 美 (昭和42年3月15日生)	平成7年4月 株式会社アイフィス設立 同社代 表取締役 (平成11年7月退任) 平成16年11月 株式会社ソフィアバンク取締役 平成17年4月 法政大学大学院客員教授 (平成 27年3月退任) 一般社団法人投資信託協会理事 (現任) 平成18年6月 トレンダーズ株式会社監査役 (平 成22年6月退任) 平成18年7月 シンメトリー・ジャパン株式会 社取締役 (平成27年3月退任) 平成23年6月 日本証券業協会公益理事 (現任) 平成24年2月 株式会社東日本大震災事業者再生 支援機構取締役 (現任) 平成25年6月 当行取締役 業務監督委員会委員 (現任) ミュージックセキュリティーズ株 式会社監査役 (現任) 平成25年8月 株式会社ソフィアバンク代表取締 役 (現任) 平成26年6月 豊田通商株式会社取締役 (現任) 株式会社サイネックス取締役 (現 任) 平成26年7月 株式会社お金のデザイン取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社ソフィアバンク代表取締役	0株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
10	※ かとう かず やす 加藤 壹 康 (昭和19年11月24日生)	昭和43年 4月 キリンビール株式会社入社 平成12年 3月 同社取締役 平成15年 3月 同社常務執行役員 平成16年 4月 同社常務取締役兼常務執行役員 平成18年 3月 同社代表取締役社長 平成19年 7月 キリンホールディングス株式会社 代表取締役社長 平成22年 3月 同社取締役会長 平成24年 3月 同社相談役 平成27年 3月 同社特別顧問 (現任)	0株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 藤沢久美氏および加藤壹康氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者以外の取締役候補者の選任の理由は次のとおりであります。
- (1) 中西勝則氏、中村彰宏氏、一杉逸朗氏、長沢芳裕氏、柴田久氏、八木稔氏は経歴などから銀行経営に必要な経験、知見および専門知識を有しているほか、当行の取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。
- (2) 後藤正博氏は、経歴などから銀行経営に必要な経験、知見および専門知識を有しているほか、当行の取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、今後はグループ会社の代表として幅広い見地からの発言が期待できることから、引き続き取締役候補者としたものであります。
- (3) 杉本浩利氏は、当行において取締役会の権限委譲により設置する経営執行会議等の議決権を有するメンバーとして、重要な業務執行に関わる事項を審議しているほか、地区カンパニー長・基幹店長等の幅広い分野の業務に携わり、豊富な経験と実績を有していることから、当行の経営を担うに相応しい人材であると判断し、新任の取締役候補者としたものであります。
5. 社外取締役候補者の藤沢久美氏は、日本初の投資信託評価会社を起業し代表取締役を務めたほか、株式会社ソフィアバンクの設立に参画して現在その代表取締役を務め、また、金融庁金融審議会委員をはじめ公職も歴任しております。これらの豊富な経験・見識に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。同氏の当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- なお、株式会社東京証券取引所 (以下「取引所」といいます。) が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は同氏を独立役員として取引所に届け出ております。
6. 社外取締役候補者の加藤壹康氏は、キリンホールディングス株式会社の代表取締役を務め、企業経営者としての豊富な経験・見識を有しており、これらを当行の経営と監督に活かすことができると判断し、新任の社外取締役候補者としたものであります。
- なお、取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は同氏を独立役員とする届出書を取引所に提出しております。

7. 社外取締役との責任限定契約について  
当行は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。当行は藤沢久美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下「責任限定契約」といいます。）を締結しておりますが、同氏が再任された後は、当行は同氏との当該契約を継続する予定であります。また、加藤壹康氏が選任された後は、当行は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
8. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。
9. 社外取締役候補者の藤沢久美氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は角田久美氏であります。

<ご参考>

当行が定める独立役員の指定基準につきましては、事業報告中の3.（2）「社外役員の主な活動状況」の欄外に記載しております。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

監査役堀田尚志氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任され、また、監査役齋藤安彦氏、石橋三洋氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、監査体制の一層の充実を図るため、監査役1名を増員することとし、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

#### 監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
1	※ さいとうひろき 齋藤宏樹 (昭和33年3月17日生)	昭和56年4月 当行入行 平成9年6月 浜松支店課長 平成10年6月 浜松高丘支店長 平成12年1月 法人部企画推進グループ推進役 平成13年4月 法人部企画推進グループ長 平成14年6月 法人部法人営業統括グループ長 平成15年6月 沼津駅北支店長 平成19年1月 経営管理部担当部長 平成19年6月 理事経営管理部長 平成22年1月 執行役員経営管理部長 平成24年6月 取締役常務執行役員 経営管理・ コンプライアンス担当経営統括副 本部長 平成26年6月 取締役常務執行役員 業務監督委 員会委員長 監査部 担当(現 任)	10,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
2	いし ばし みつ ひろ 石 橋 三 洋 (昭和17年8月16日生)	昭和41年3月 日本生命保険相互会社入社 平成4年7月 同社取締役 平成10年3月 同社代表取締役専務取締役 平成13年3月 同社代表取締役副社長 平成17年4月 同社代表取締役副会長（平成22年7月退任） 平成23年6月 当行監査役（現任） 平成15年6月 京王電鉄株式会社取締役（平成22年6月退任） 株式会社百十四銀行監査役（平成22年6月退任） 平成18年6月 住友電気工業株式会社監査役（平成22年6月退任） 平成23年6月 株式会社村上開明堂監査役（現任）	0株
3	※ こう づき かず お 上 月 和 夫 (昭和27年2月12日生)	昭和51年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成15年6月 日新火災海上保険株式会社取締役執行役員 平成17年4月 同社取締役常務執行役員（平成19年6月退任） 平成19年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員 平成22年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社専務取締役 平成25年6月 同社代表取締役副社長（平成26年3月退任） 東京海上ホールディングス株式会社副社長執行役員（平成26年3月退任） 平成26年6月 株式会社東京海上日動キャリアサービス代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社東京海上日動キャリアサービス代表取締役社長	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
4	※ やま した よし ひろ 山下 善 弘 (昭和44年8月12日生)	平成10年4月 検察官検事任官(平成11年2月退官) 平成11年3月 弁護士登録 加藤法律・特許事務所入所(平成12年10月退所) 平成12年11月 追手町法律事務所入所(平成15年7月退所) 平成17年11月 静岡のぞみ法律特許事務所入所(平成24年6月退所) 平成21年4月 国立大学法人静岡大学 大学院法務研究科教授 平成24年6月 山下善弘法律事務所所長(現任) 平成27年4月 国立大学法人静岡大学 学術院融合・グローバル領域教授(現任) [重要な兼職の状況] 山下善弘法律事務所所長	0株

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 石橋三洋氏、上月和夫氏および山下善弘氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者以外の監査役候補者の齊藤宏樹氏は、当行の取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たし、また銀行員として長年に亘り業務の執行や企業の財務・会計の分析を遂行しており、これらの経験、知見および専門知識を監査活動に活かすことができると判断し、新任の監査役候補者としたものであります。
5. 社外監査役候補者の石橋三洋氏は、日本生命保険相互会社の代表取締役、複数の上場会社における社外取締役・社外監査役を務められ、これらの豊富な経験・知見に基づき、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っていることから、引き続き社外監査役候補者としたものであります。同氏の当行社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
- なお、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は同氏を独立役員として取引所に届け出ております。
6. 社外監査役候補者の上月和夫氏は、東京海上日動火災保険株式会社の代表取締役等を歴任され、現在株式会社東京海上日動キャリアサービスで代表取締役社長を務められており、これらの豊富な経験・知見を当行の監査活動に活かすことができると判断し、新任の社外監査役候補者としたものであります。
- なお、取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は同氏を独立役員とする届出書を取引所に提出しております。

7. 社外監査役候補者の山下善弘氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、日米両国で弁護士資格を持ち、コンプライアンスおよびリスク管理面を中心に、社外監査役としての職責を果たすことができると判断し、新任の社外監査役候補者としたものであります。  
なお、取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、当行は同氏を独立役員とする届出書を取引所に提出しております。
8. 社外監査役との責任限定契約について  
当行は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において社外監査役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。当行は石橋三洋氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下「責任限定契約」といいます。）を締結しておりますが、同氏が再任された後は、当行は同氏との当該契約を継続する予定であります。また、上月和夫氏および山下善弘氏が選任された後は、当行は両氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
9. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

<ご参考>

当行が定める独立役員の指定基準につきましては、事業報告中の3.（2）「社外役員の主な活動状況」の欄外に記載しております。

## 第4号議案 取締役に対する報酬制度改定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当行では、平成19年6月26日開催の第101期定時株主総会において、株主重視の経営意識を高めるため、取締役に対する報酬として年額1億円以内、目的となる普通株式数年間10万株の範囲にて株式報酬型ストック・オプションによる新株予約権の割り当てを実施することについてご承認いただきました。

今般、取締役在任中の企業価値増大へのインセンティブ機能をより一層向上させることを目的として、後記2. のとおり、株式報酬型ストック・オプション制度の規模を2分の1（年額5千万円以内、目的となる普通株式数年間5万株以内）に縮小のうえ、これに代わる制度として、退任時の株価に連動する現金報酬である株価連動型のポイント制役員退職慰労金制度（年間付与ポイント5万ポイント以内、1ポイント＝1株相当）を新設いたしたいと存じます（取締役に対するその他の報酬制度に変更はございません。）。

なお、第2号議案が原案のとおり承認可決されますと、本議案に基づく制度が適用される常勤の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は7人となります。

### 2. 報酬制度改定の概要

#### (1) 株式報酬型ストック・オプション制度の改定

現行の株式報酬型ストック・オプション制度について、年間割り当て額の上限を1億円から5千万円に減額するとともに、目的となる普通株式数の年間上限数を10万株から5万株に引き下げたいと存じます。その他の内容につきましては変更ございません。

#### (2) 株価連動型のポイント制役員退職慰労金制度の新設

本制度は、常勤の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）に対し年間で一定のポイントを付与した上で、退任（一定の重大な事由により解任された場合を除きます。）する取締役が保有する累積付与ポイント数に退任日の直近6ヵ月間（退任日の属する月の6ヵ月前の月の退任日に応ずる日の翌日から退任日までの期間）の当行株価終値平均を乗じた額を現金で取締役に対し支給することを内容とします。

取締役への年間付与ポイント総数の上限は5万ポイント（1ポイント＝1株相当）とし、当該上限内で付与される年間付与ポイントの各取締役への配分につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

その他制度の詳細につきましては、取締役会にて定める内規によるものとさせていただきます。

以上

# インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットによる議決権行使は、当行指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月18日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
- (4) 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによつて複数回、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (6) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

### 2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記1. のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

### 1. パソコンを利用する場合

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（S V G A）以上であること。
- (3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降を使用できること。
- (4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- (5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合には Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降または Adobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※ Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®および Adobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

### 2. 携帯電話を利用する場合

- (1) 「iモード」、[EZweb]、[Yahoo!ケータイ] のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。
- (2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。  
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

※ iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は、米国Yahoo!Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

以 上

### 《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社代理人部 ウェブサポート  
【専用ダイヤル】 ☎ 0120-707-743  
9:00～21:00受付（土曜・日曜・祝日も含む）

【MEMO】

A series of horizontal dashed lines for writing.

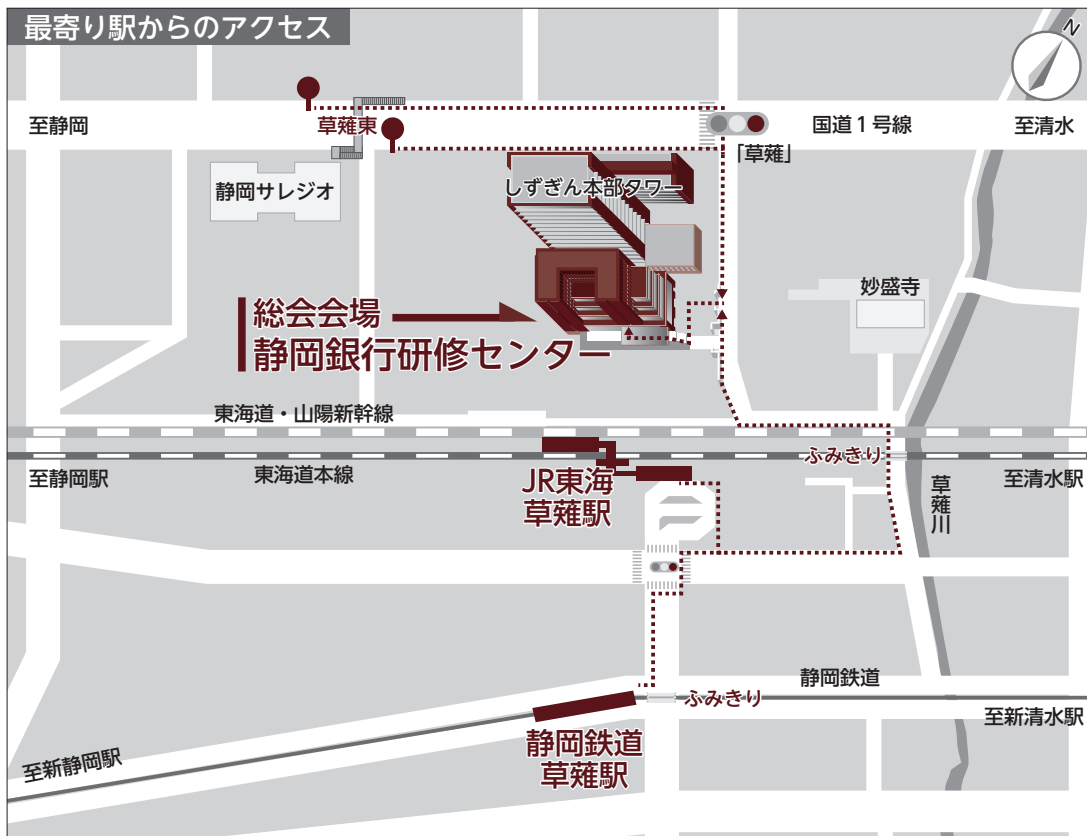
【MEMO】

A series of horizontal dashed lines for writing.

# 第109期定時株主総会会場ご案内略図

## 会場

静岡市清水区草薙北2番1号  
静岡銀行研修センター 2階大会議室  
電話 (054) 345-5411 (代表)



お車でお越しの場合はお客さま用駐車場をご利用ください。国道1号線 草薙の交差点をJR側に曲り、100メートル入った研修センターにございます。

## 最寄り駅のご案内

東海道本線 草薙駅より徒歩約10分  
静岡鉄道(電車) 草薙駅より徒歩約10分  
しずてつジャストライン(バス) 草薙東より徒歩約5分

